

北秋田市ごみ集積所整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の保全とごみの散乱防止のため自治会及び町内会（以下、「自治会等」という。）が実施するごみ集積所の整備（ごみ集積庫の新設、更新及び修繕、改修）に係る費用の一部を予算の範囲内で助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助基準)

第2条 補助の対象となるごみ集積庫は、地域住民の合意により設置されたごみ集積庫で地域住民が自主的に管理を行うもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 木造又は鉄骨で製作されたものであること。
- (2) 風水害又は積雪に耐えられる強固なものであること。
- (3) 床・屋根・側面がすべて囲まれ、鳥類及び小動物が侵入できない構造になっていること。
- (4) 景観及び美観を損ねないものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) ごみ集積庫の新設及び更新（撤去及び処分に要する経費を含む。）に要する経費。
- (2) ごみ集積庫の修繕及び改修に要する経費。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費の2分の1以内とし、60,000円を限度額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 見積書（内訳書含む）
- (5) ごみ集積所の位置図

- (6) ごみ集積所の平面図及び構造図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により自治会等に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 自治会等は、事業計画の変更又は事業の中止をしようとするときは、あらかじめ市長に届出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付制限)

第8条 北秋田市から補助金の交付を受けてごみ集積庫を整備した場合は、当該補助金の交付を受けた年度から7年間を経過するまでの間はこの要綱に定める補助金を交付しない。ただし、ごみの排出場所の集約化を促進するため、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定に関わらず、天災等によりごみ集積庫が使用できないと市長が認める場合は、この限りでない。

(完成届)

第9条 自治会等は、事業が完成したときは、速やかに完成届（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ごみ集積所の完成写真
- (2) 購入業者の請求書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(完成検査)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかに完成検査を実施するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の検査が終了し適正と認められた自治会等は、市の指定する請求書（様式第6号）により補助金を請求できるものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、30日以内に申請者に対して補助

金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業の実施方法が不相当と認めるとき。
- (2) 事業の全部又は一部を中止し、又は廃止したとき。
- (3) その他、不正な方法により事業を実施したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。